

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 28 日

地域包括支援センター
訪問型サービス事業所 ご担当者

東村山市役所 介護保険課長

訪問型サービスに係る介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者の配置に伴う減算措置の取扱い（周知）

平素より当市介護保険の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

既にご案内のことと存じますが、平成 30 年 4 月 1 日に施行された介護保険法の改正により、訪問介護事業所に配置が必要なサービス提供責任者の要件において、介護職員初任者研修課程修了者が除外されます。総合事業における訪問型サービスにおいても同様の取扱いとなりますので、事業所の皆さまにおかれましてはご留意をお願いいたします。

なお、今般の改正はサービス提供責任者に係る要件の変更であり、介護職員初任者研修課程の修了者について、訪問介護員等としての従事は可能となっている旨を申し添えます。

問い合わせ先

東村山市役所 介護保険課

給付指導係

電話 042-393-5111（代表）